

令和4年第3回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和4年8月30日

目 次

承第 6 号	専決処分の承認について（令和 4 年度専第 5 号 令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号））	別冊
議第 3 9 号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第 4 0 号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第 4 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
議第 4 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
議第 4 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
議第 4 4 号	瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて	1 0
議第 4 5 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1 1
議第 4 6 号	財産の処分について	1 2
議第 4 7 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）	} 別冊
議第 4 8 号	令和 4 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 4 9 号	令和 4 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 5 0 号	令和 4 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	} 別冊
認第 1 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計決算の認定について	
認第 2 号	令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
認第 3 号	令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
認第 4 号	令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	
認第 5 号	令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	
認第 6 号	令和 3 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	
認第 7 号	令和 3 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	

議第39号 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴う条文の整備及び人事院が公表した「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、令和4年10月1日施行の事項について、国家公務員に係る措置との均衡を図るため、条文の整備を行う。

【改正内容】

育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を実施するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員</u></p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u> <u>の規定に該当する場合にあっては、2歳</u> <u>に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

ける場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあつては、ウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該

<p>る育児休業をしている<u>もの</u>が、当該任 期を<u>更新</u>さ れ、又は当該任期の満了後引き続き特定職 に採用されることに伴い、<u>当該育児休業に係 る子について、当該更新前の任期の末日の翌 日又は当該採用の日</u>を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとする こと。</p>	<p>る育児休業をしている<u>非常勤職員</u>が、当該育 児休業に係る子について、<u>当該任期が更新さ れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続 き採用されることに伴い、当該任期の末日</u> の翌 日又は当該引き続き採用される日を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとする こと。</p>
<p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則 で定める期間を基準として条例で定める期間)</p>	
<p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人 事院規則で定める期間を基準として条例で定め る期間は、57日間とする。</p>	
<p>第4条～第10条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算し て1年を経過しない場合に育児短時間勤務をす ることができる特別の事情)</p>	<p>第4条～第10条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算し て1年を経過しない場合に育児短時間勤務をす ることができる特別の事情)</p>
<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当 したことにより当該育児短時間勤務に係る子 について既にしたものを除く。)の終了後、 3月以上の期間を経過したこと(当該育児短 時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務 の承認の請求の際育児短時間勤務により当該 子を養育するための計画について<u>育児短時間 勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に 限る。))。 (7) (略)</p>	<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当 したことにより当該育児短時間勤務に係る子 について既にしたものを除く。)の終了後、 3月以上の期間を経過したこと(当該育児短 時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務 の承認の請求の際育児短時間勤務により当該 子を養育するための計画について<u>育児休業等 計画書</u>により任命権者に申し出た場合に 限る。))。 (7) (略)</p>
<p>第12条～第24条 (略)</p>	<p>第12条～第24条 (略)</p>

議第40号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部が改正されたことに伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方公務員共済制度の適用範囲を拡大し、会計年度任用職員に共済組合の福祉事業を適用するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第30条（略） <u>（会計年度任用職員の給与からの控除）</u>	第1条～第30条（略）
第31条 <u>給与条例第25条の規定は、会計年度任用職員について準用する。</u> （委任）	（委任）
第32条（略）	第31条（略）

議第41号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	きた はら じょう すけ 北 原 讓 介
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学歴	国土館大学文学部教育学科 卒業
経歴	昭和52年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成18年4月 大垣市立一之瀬小学校 校長 平成21年4月 瑞浪市立稲津小学校 校長 平成25年4月 瑞浪市立土岐小学校 校長 平成27年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成27年4月 岐阜県教育委員会中学校非常勤講師 採用 平成31年3月 岐阜県教育委員会中学校非常勤講師 退職 令和2年6月 瑞浪市教育委員会学校教育課 学習相談員 現在に至る
備考	令和2年1月 人権擁護委員(1期目) 現在に至る

議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	し みず のり お 清 水 憲 雄
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	瑞浪市会計年度任用職員
学 歴	岐阜大学教育学部 卒業
経 歴	<p>昭和58年4月 岐阜県公立学校教員 奉職</p> <p>平成24年4月 瑞浪市教育委員会学校教育課 課長補佐</p> <p>平成26年4月 中津川市立付知中学校 校長</p> <p>平成29年4月 瑞浪市立土岐小学校 校長</p> <p>令和3年3月 岐阜県公立学校教員 退職</p> <p>令和3年4月 瑞浪市教育委員会学校教育課 教育相談員</p> <p>令和3年4月 保護司</p> <p>現在に至る</p>
備 考	新任

議第43号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あん どう まさ や 安 藤 雅 哉
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市任期付職員
学歴	立命館大学文学部 卒業
経歴	昭和60年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成26年4月 瑞浪市教育委員会学校教育課 課長補佐 平成28年4月 中津川市立坂下中学校 校長 平成30年4月 瑞浪市立瑞陵中学校 校長 平成31年4月 瑞浪市立瑞浪北中学校 校長 令和4年3月 岐阜県公立学校教員 退職 令和4年4月 瑞浪市役所民生部子育て支援課 総括主査 現在に至る
備考	新任

議第44号 瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	いとう よしかず 伊藤 慶和
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学歴	東海大学理学部数学科 卒業
経歴	昭和58年 4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成26年 4月 瑞浪市立瑞陵中学校 校長 平成28年 4月 岐阜県教育委員会 教育研修課 企画監 平成29年 4月 東濃教育事務所 所長 平成30年 4月 瑞浪市立瑞浪小学校 校長 令和3年 3月 岐阜県公立学校教員 退職 令和3年 4月 瑞浪市会計年度任用職員 現在に至る
備考	新任

議第45号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	か に けい た 可 児 恵 太
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	弁護士
学歴	京都大学法学部 卒業
経歴	平成18年11月 司法試験合格 平成20年 9月 瀬古賢二法律事務所 入所 平成21年 6月 瀬古賢二法律事務所 退所 平成21年 7月 瑞浪法律事務所 設立 現在に至る
備考	平成30年10月 瑞浪市教育委員会委員(1期目) 現在に至る

議第46号 財産の処分について

概 要

処分の理由	旧陶小学校の用地及び建物等を民間企業に売却し、本市における産業の振興及び雇用の創出を図るため
売却金額	土地 1,000,000円 建物及び従物 無償
処分する財産の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の所在、地目、地積 瑞浪市陶町水上字平664番8 外3筆 宅地 18,892.30㎡ 2 建物及び従物の所在、種類 瑞浪市陶町水上字平664番8 校舎、体育館、倉庫等
売却の相手方	愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号 大澤ワックス株式会社 代表取締役 大澤 定
備考	<p>経緯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活用事業者の募集 令和2年12月14日から令和3年10月29日まで 2 プロポーザル審査委員会において活用候補者を選定 令和3年12月22日 3 市有財産売買仮契約の締結 令和4年7月20日